

請 書

令和 7年 8月 25日

横浜市契約事務受任者
契約番号 2525025479

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 SKGマーケティング株式会社

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 通話録音装置（タカコム） 25台 製品指定

契約区分 ☒ 確定契約 ☐ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

百 十 億 千 ¥ 7 4 8 0 0 0 円

☒ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十 億 千 百 ¥ 6 8 0 0 0 円

☐ 免税業者

内 訳（品名：品質、形状等）	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり	一式	680,000	680,000
合 計			680,000

納入場所（履行場所） 総務局コンプライアンス推進課

納入期限（履行期限） 令和 7年 8月 25日 から 令和 7年 9月 16日 まで

前 金 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 の 基 準 ☐ 設計書のとおり ☐

支 払 時 期 の 特 約 の 確 認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用 ☒ 物品供給契約約款 ☐ 物品製造（印刷製本）請負契約約款
☐ 委託契約約款 ☐ 修繕請負契約約款
☐ 賃貸借契約約款 ☐ 設計・測量等委託契約約款
☐

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。